

大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)

届出の手引き

(Ver2.4)

(大気汚染防止法のばい煙発生施設関係抜粋)

平成 28 年 4 月

沖縄県環境部環境保全課

目 次

1. はじめに	1
2. 定 義	1
1) ばい煙	
2) ばい煙発生施設	
3. 届出を要する施設	
1) 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設	2
6) 適用除外	4
4. ばい煙発生施設に係る排出基準	
1) いおう酸化物に係る排出基準	5
2) 有害物質に係る排出基準	6
3) ばいじんに係る排出基準	7
表5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準	8
表6-1 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準	16
5. ばい煙量等の測定義務	20
8. 公害防止担当者について	21
10. 届出書の記入例	22
• ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書 記入例	22
11. 届出について	26
12. 計画変更等の命令等	28
13. 届出に係る事務の流れ	29
(1) 大気汚染防止法に係る届出	29
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の設置（変更）の届出の流れ	30

1 はじめに

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる公害のうち大気汚染については大気汚染防止法（以下「法」という。）で規制を行っている。また本県においては沖縄県生活環境保全条例（以下「条例」という。）による規制も行っている。

法及び条例は、事業活動に伴って発生する「ばい煙」、「粉じん」、「揮発性有機化合物」の排出を規制すること等により、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。

また、法及び条例では、ばい煙、粉じん、揮発性有機化合物を排出、又は発生する施設等の種類と規模を定めて「ばい煙発生施設（法、条例）」、「一般粉じん発生施設（法、条例）」、「特定粉じん発生施設（法）」、「特定粉じん排出等作業（法、条例）」、「揮発性有機化合物排出施設（法）」とし、それらの施設等に関する各種の届出を義務づけており、ばい煙、揮発性有機化合物の排出基準、一般粉じん等施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、特定粉じんの飛散防止のための作業基準等が定められている。

2 定義

1) ばい煙

「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の燃焼に伴い発生する「いおう酸化物」

イ 燃料その他の燃焼又は、熱源としての電気の使用に伴い発生する「ばいじん」

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質で法施行令（以下「令」という。）又は条例施行規則（以下「規則」という。）で定めるもの。

- 令第1条第1項
- (1) カドミウム及びその化合物
 - (2) 塩素及び塩化水素
 - (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
 - (4) 鉛及びその化合物
 - (5) 窒素酸化物

- 規則第3条第1項
- (1) カドミウム及びその化合物
 - (2) 塩素及び塩化水素
 - (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
 - (4) 鉛及びその化合物

2) ばい煙発生施設

法第2条第2項及び条例第2条第5項に規定するものをいい、令別表第1、規則別表第1に示す施設が該当する。

3 届出を要する施設と規制物質

1) 表 1-1 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設

(令別表 1)

項		施設の種類		施設の規模	規制基準	
大 気 汚 染 防 止 法	ば い 煙 発 生 施 設	1	ボイラー	熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く	伝熱面積10㎡以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上	ばい煙の排出基準 1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1)カドミウム及びその化合物 (2)塩素 (3)塩化水素 (4)弗素、弗化水素及び弗化珪素 (5)鉛及びその化合物 (6)窒素酸化物
		2	ガス発生炉 ・加熱炉	水生ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上	
		3	焙焼炉・焼結炉 ・煨焼炉	金属の精錬又は無機化学工業の製造用に供する焙焼炉、焼結炉、煨焼炉	原料の処理能力が1t/h以上	
		4	溶鋳炉・転炉 ・平炉	金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉及び平炉		
		5	金属溶融炉	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	火格子面積1㎡以上(火格子の水平投影面積)又は羽口面断面積(羽口最下段の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積)が0.5m ² 以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上又は変圧器の定格容量が200KVA以上	
		6	金属加熱炉	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		
		7	石油加熱炉	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉		
		8	触媒再生塔	石油精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の焼却能力が200kg/h以上	
		8-2	燃焼炉	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃焼能力6L/h以上	
		9	焼成炉・溶融炉	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積1㎡以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上又は変圧器の定格容量200KVA以上	
		10	反応炉・直火炉	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉		
		11	乾燥炉			
		12	電気炉	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量1000KVA以上	
		13	廃棄物焼却炉		火格子面積2㎡以上又は焼却能力200kg/h以上	
		14	焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・転炉・溶解炉・乾燥炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力0.5t/h以上又は火格子面積が0.5m ² 以上又は羽口面断面積が0.2m ² 以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算20L/h以上	
15	乾燥施設	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上			

大 気 汚 染 防 止 法	ば い 煙 発 生 施 設	16	塩素急速冷却施設	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が50kg/h以上
		17	溶 解 槽	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
		18	反 応 炉	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	バーナーの燃焼能力3L/h以上であること
		19	塩素反応施設	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る)	原料塩素処理能力50kg/h以上(塩化水素にあつては塩素換算量)
		20	電 解 炉	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30KA以上
		21	反応・濃縮施設 焼成炉・溶解炉	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料に燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐鉱石の処理能力が80Kg/h以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上又は変圧器の定格容量が200KVA以上
		22	凝縮・吸収施設 蒸溜施設	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く)	伝熱面積が10平方メートル以上又はポンプの動力が1KW以上
		23	反応施設・乾燥炉 焼成炉	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料に燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80Kg/h以上又は火格子面積が1m ² 以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上
		24	鉛 溶 解 炉	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)又は鉛の管、板若しくは線の製造に供する溶解炉	バーナーの燃焼能力10L/h以上、変圧器の定格容量40KVA以上
		25	溶 解 炉	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が20KVA以上
		26	溶解炉・反射炉・ 反応炉・乾燥施設	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が20KVA以上
		27	吸収施設・漂白施設 ・濃縮施設	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100Kg/h以上
		28	コークス炉		原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン		燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること		
30	ディーゼル機関				
31	ガ ス 機 関				
32	ガソリン機関		燃料の燃焼能力が重油換算35L/h以上		

※ 「重油換算」・・・液体燃料は10L、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgが重油10Lに相当する(昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知)。

6) 適用除外（法第 27 条第 1 項）

- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん（以下「ばい煙等」という。）を排出し、又は飛散させる者については、各々の法律に基づき届出を行うこととなる（大気汚染防止法の届出の対象外）。

4 ばい煙発生施設に係る排出基準

1) いおう酸化物に係る排出基準（大気汚染防止法、沖縄県生活環境保全条例共通）

いおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定められる排出許容量で、次式により求められる。

$$\text{いおう酸化物排出許容量計算式} \cdots q = K \times 10^{-3} \cdot H_e^2 \cdots \cdots \text{①}$$

この式において q 、 K 及び H_e は、それぞれ次の値を表わすものとする。

- q : いおう酸化物排出許容量（0℃ 1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
- K : 地域の区分ごとに掲げる値（表4）
- H_e : 次の式によって補正された排出口の高さ（単位：メートル）煙突に傘のあるものを除く。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式においては、 H_e 、 H_o 、 H_m 、 H_t 、 Q 、 V 、及び T はそれぞれ次の値を表わすものとする。

- H_e : 補正された排出口の高さ（有効煙突高、m）
- H_o : 排出口の実高（m）
- H_m : 排出口における上向きの運動量による上昇高さ（m）
- H_t : 排ガス温度と大気温度との温度差による上昇高さ（m）
- Q : 温度 15℃ における排出ガス量（ m^3/s ）
- V : 排出ガスの排出速度（ m/s ）
- T : 排出ガスの温度（絶対温度）

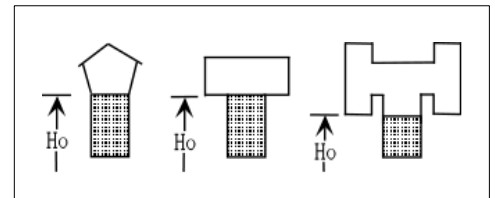
また、実際に排出口から排出されるいおう酸化物の量は次式により算出し、その結果、 $q' \leq q$ であれば排出基準を満たしていることになる（原料等からのいおう酸化物の排出がある場合は、それを加えた総排出量とする）。

$$q' = 0.007 \times W \times d \times S \cdots \cdots \text{②}$$

W : 最大燃原料使用量（L/h 又は Kg/h）

d : 燃料の比重（固体の場合は $d = 1$ ）

s : 硫黄分（%）



なお、排出基準の算定式①中、 H_e は次による。

ア 実煙突高 H_o は、グランドレベル（GL）からの高さとする。

イ 煙突頂部に傘がついている場合は、 $H_e = H_o$ とし、その場合の H_o は上図のとおりとする。

表4 各市町村におけるK値

(法施行令別表第3の2)

Kの値	区 域
9.0	那覇市 宜野湾市 浦添市 うるま市（石川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目、石川、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苅、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城の区域に限る。） 金武町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町
13.0	糸満市 沖縄市 うるま市（勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名の区域に限る。） 豊見城市 恩納村 宜野座村 読谷村 嘉手納町 南風原町
17.5	その他の区域

ただし、以下のばい煙発生施設については、当分の間、硫黄酸化物の排出基準の適用が猶予される。

- ①昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラー
- ②昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって、排出ガス量が1万m³N/h未満のもの
- ③ガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関のうち専ら非常用として用いられるもの

2) 有害物質に係る排出基準

法律及び条例で定められた有害物質の排出基準はばい煙発生施設の種類ごとに定められており、表5-1(有害物質:法律)、表5-2(有害物質:条例)、表5-3(窒素酸化物:法律のみ)に示すとおりである。

窒素酸化物及び塩化水素の排ガス中の濃度については次式により算出する。

ア. 窒素酸化物(法律)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 窒素酸化物の濃度(ppm)
 O_n : 各施設毎に定められた値(残存酸素濃度)(%)
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%)
 C_s : JISK0104で測定された濃度(ppm)

イ. 塩化水素(法律)

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 塩化水素の濃度(mg/Nm³)
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%)
 C_s : JISK0107で測定された濃度(mg/Nm³)

表 5-1 大気汚染防止法による有害物質の排出基準

(法施行規則別表第 3)

物質名	ばい煙発生施設	定量物質	排出基準 (mg/m ³)
カドミウム 及びその化 合物	カドミウム顔料などの乾燥施設 カドミウム化合物を原料とするガラス製造用の焼成炉, 溶融炉	カドミウム	1.0
	銅・鉛・亜鉛の精錬用の焙焼炉, 転炉, 溶解 炉, 乾燥炉		
鉛及び その化合物	銅・鉛・亜鉛の精錬用の焼結炉, 溶鋳炉	鉛	30
	鉛の二次精錬・二次製品(管, 板, 線, 鉛蓄電池, 鉛系顔料) 用の溶鋳炉		10
	鉛ガラス用の焼成炉, 溶融炉		20
塩素及び 塩化水素	塩素反応施設・吸収施設など	塩素	30
	塩素反応施設・吸収施設など 廃棄物焼却炉	塩化水素	80 700
弗素, 弗化水 素 及び 弗化 珪素	アルミニウム精錬電解炉(排出口)	弗素	3.0
	アルミニウム精錬電解炉(天井系)		1.0
	弗化物を用いるガラス焼成炉, 溶融炉 燐, 燐酸, 燐酸肥料製造用などの反応施設, 濃縮施設, 溶解 炉の一部, 弗酸, トリポリ燐酸ソーダ製造用の施設の一部(吸収施設など)		10
	過燐酸石灰製造用の反応施設など		15
	燐酸肥料製造用の焼成炉, 平炉		20
窒素酸化物	表 5-3 による		

3) ばいじんに係る排出基準

ばいじんに係る排出基準は表 6-1(法律)、表 6-2(条例)に示すとおりである。

ばいじん量は、次式により算出された量とする。

下式において、C、O_n、O_s及びC_sはそれぞれ次の値を表すものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : ばいじんの量 (グラム)
 O_n : 表 5-3 中、O_nの欄に記載された値
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度(百分率とし、20%をこえる場合は 20%とする。)
 C_s : JISZ8808 に定める方法により測定されたばいじん量(グラム)

表 5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準

(法施行規則別表第3の2)

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類※1	規模(湿り最大定格排ガス量万m ³ _N /h)	残存酸素濃度O _n (%)	排出基準値(ppm)										
					48年8月9日までに設置された施設	48年8月10日から50年12月9日までに設置された施設	50年12月10日から52年6月17日までに設置された施設	52年6月18日から54年8月9日まで に設置された施設 52年6月18日から52年9月9日まで に設置された液体燃焼小型ボイラー	54年8月10日から58年9月9日までに設置された施設	58年9月10日から62年3月31日まで に設置された施設 58年9月10日から59年9月9日までに設置された施設	62年4月1日以降設置された施設				
1	①	ガス専焼ボイラー	50以上	5%	130	100	60	100	130	150	150				
			10~50												
			4~10												
			1~4												
			1未満												
			小型ボイラー									当分の間、適用しない。(小型ボイラーとは、伝熱面積10m ² 未満でバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上のもの。)			
	②	低品位炭燃焼ボイラー(天井バーナー)※2	70以上	6%	400	300	300	300	300	200					
			50~70												
			20~50												
			4~20												
			1~4												
			0.5~1												
0.5未満	480	480	480	380	350	350									
70以上							6%	480	300	300	200				
50~70															
30~50															
70以上												6%	550	300	200
50~70															

1	⑤	低品位炭専焼ボイラー 30万 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ 以上, ③, ④以外)	70以上	6%	480	300	300				200
			50~70			350					250
			30~50								
	⑥	低品位炭燃焼ボイラー 〔 火炉分割壁型, 火炉熱発生率 586047kJ{14万 $\text{kcal}/\text{m}^3 \cdot \text{h}$ } 以上, ④, ⑤以外 〕	70以上	6%	400	300	300		300		200
			50~70		420	250					
			20~50		350						
			4~20		450	380	350	350	350		
			1~4		480	480	480	380	350		
			0.5~1								
	0.5未満										
	⑦	石炭専焼ボイラー 〔 前面燃焼方式, 自然循環型, 火炉熱発生率586047kJ {14 万 $\text{kcal}/\text{m}^3 \cdot \text{h}$ }以上, 20万~2 5万 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ のもの 〕		6%	450	350	300				250
	⑧	石炭燃焼ボイラー 〔 接線型チルチングバーナー, 100万 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ 以上 〕		6%	430	300					200
⑨	石炭燃焼ボイラー 〔 流動層燃焼方式, 4万 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ 未満 〕	1~4	6%	450	380	350	350	380	360	350	
		0.5~1		480	480	480	380	390			
		0.5未満					380				
⑩	石炭燃焼ボイラー 〔 散布式ストーカー型 4万~10万 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ 〕		6%	450	350	300			320		
⑪	固体燃焼ボイラー 〔 流動層燃焼方式, 4万 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ 未満 〕	0.5~4	6%	450	380	350	350		360	350	
		0.5未満		480	480	480	380				
⑫	固体燃焼ボイラー 〔 火炉熱発生率837210KJ {20万 $\text{kcal}/\text{m}^3 \cdot \text{h}$ }以上, 再熱再生 抽気復水式自然循環型, 59.1 2.31までに固体燃焼ボイラ ーに転換するもの, 50万~70 万 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ のもの 〕		6%	420	300				250		

表 5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 (湿り最大定格排ガス量 万m ³ _N /h)	残存酸素濃度 On (%)	排 出 基 準 値 (ppm)									
					48年8月9日までに設置された施設	48年8月10日から50年12月9日までに設置された施設	50年12月10日から52年6月17日までに設置された施設	52年6月18日から54年8月9日までに設置された施設	54年8月10日から58年9月9日までに設置された施設	58年9月10日から62年3月31日までに設置された施設	62年4月1日以降設置された施設			
1	⑬	固体燃焼ボイラー (②～⑫以外)	70以上	6%	400								200	
			50～70			300								
			20～50		420		300		300			300		250
			4～20			350								
			0.5～4		450		380		350		350			
	0.5未満	480		480		480		380		350		350		
	⑭	排脱付液体燃焼ボイラー (原油タール 100万m ³ _N /h未満)	50～100	4%	210				130		130			
			10～50			180								
			4～10				150		150		150			
			1～4		280		280		280	180	180			
	1未満			280		280		180	180					
	⑮	液体燃焼ボイラー (原油タール, ⑭以外)	50以上	4%	180				130		130			
			10～50			180								
			4～10				150		150		150			
			1～4		250		250		250	180	180			
	1未満			250		250		180	180					
⑯	排脱付液体燃焼ボイラー (原油タール以外)※3 100万m ³ _N /h未満)	50～100	4%	210				130		130				
		10～50			180									
		4～10				150		150		150				
		1～4		250		250		250	180	180				
1未満			280		280		280	180	180					

1	⑰	液体燃焼ボイラー (⑭～⑯以外)※4	50以上	4%	180	180	150	130		130	S60.9.10～	H2.9.10～
			10～50		190			150		150		
			4～10		230			230				
			1～4		250			250	250	250		
		1未満										
	⑱	固体燃焼小型ボイラー		6%	※昭和60年9月9日以前に、設置の工事に着手した小型ボイラーには、当分の間、基準値は適用しない。						350	
	⑲	液体燃焼小型ボイラー		4%	※小型ボイラーとは、伝熱面積10m ² 未満でバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上のもの。						300 ※7	260 ※7
2	①	ガス発生炉, 加熱炉		7%	170					150		
	②	水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)		7%	360					150		
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上	15%	540	220		220				
			1未満			540						
	②	焼結炉 ①以外のペレット焼成炉	1以上	15%	300	220		220				
			1未満			300						
	③	焼結炉 (①, ②以外)	10以上	15%	260	220		220				
			1～10		270							
1未満			300		350							
④	アルミナ製造用煨焼炉	1以上	10%	350	200		200					
		1未満			350							
⑤	煨焼炉(④以外)		10%	200								
⑥	焙焼炉		14%	250					220			
4		溶鋳炉		15%	120					100		
5		金属溶解炉※4		12%	200					180		
6	①	ラジアントチューブ 型金属加熱炉	10以上	11%	200	100		100				
			1～10			150		150				
			0.5～1			200		180				
			0.5未満									
	②	鍛接鋼管用金属加熱炉	10以上	11%		100		100				
			1～10					180				
			0.5～1					150				
			0.5未満					180				

表 5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 (湿り最大 定格排ガス量 万m ³ _N /h)	残存 酸素 濃度 On (%)	排出基準値 (ppm)						
					48年8月9日 までに設置 された施設	48年8月10日 から50年12月 9日までに設 置された施設	50年12月10日 から52年6月17 日までに設置 され た施設	52年6月18日から 54年8月9日まで に設置された施設	52年6月18日から 52年9月9日まで に設置された液体 燃焼小型ボイラー	54年8月10日 から58年9月 9日までに設 置された施 設	58年9月10日から 62年3月31日まで に設置された施設
6	③	金属加熱炉 (①, ②以外)	10以上	11%	160		100	100			
			1~10				150	130			
			0.5~1		170		170	150			
			0.5未満		200		200	180			
7	①	排脱付石油加熱炉	4以上	6%	170	170	100	100			
			1~4		180		150	130			
			0.5~1		190		190	150			
			0.5未満		200		200	180			
	②	エチレン分解炉	4以上	6%	170		100	100			
			1~4		180		150	130			
			0.5~1		180		180	150			
			0.5未満		200		200	180			
	③	エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4以上	6%	170		100	100			
			1~4		280		150	130			
			0.5~1		180		180	150			
			0.5未満		200		200	180			
	④	エチレン独立加熱炉	10以上	6%	170		100	100			
			4~10								
			1~4		180		150	130			
			0.5~1				180	150			
	⑤	エチレン独立加熱炉 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上	6%	170		100	100			
			4~10		430						
			1~4		180		150	130			
			0.5~1				180	150			
			0.5未満		200		200	180			

7	⑥	石油加熱炉 (①～⑤以外)	4以上	6%	170	170	100	100	
			1～4		180		150	130	
			0.5～1			180	180	150	
			0.5未満			200	200	200	180
8		触媒再生塔		6%	300			250	
8-2		燃焼炉		8%	300			250	
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼ロータリキルン)		15%	300			250	
	②	セメント焼成炉 (湿式)	10以上	10%			250	250	
			10未満					350	
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10以上	10%	480			250	
			10未満					480	350
	④		耐火物原料・耐火れんが製造用焼成炉		18%	450			400
	⑤		板ガラス・ガラス繊維製造用熔融炉		15%	400			360
⑥		フリット・光学ガラス・電気ガラス製造用熔融炉		16%	900			800	
⑦		その他ガラス製造用熔融炉		15%	500			450	
⑧		その他焼成炉, 熔融炉		15%	200			180	
10	①	反応炉, 直火炉 (②, ③以外)		6%	200			180	
②		硫酸カリウム製造用反応炉		6%	250			180	
③		硫酸製造用反応炉 (窒素酸化物触媒)		15% ※5	700			180	
11		乾燥炉		16%	250			230	
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4以上	12%	900			450	
			4未満					900	
	②	特殊廃棄物焼却炉※6 (連続炉)	4以上	12%	300			250	
			4未満		900			900	700
③	廃棄物焼却炉 (連続炉①, ②以外)	4以上	12%	300			250		
		4未満					300	250	
④		廃棄物焼却炉 (連続炉以外)		12%				250	

表 5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模(湿り最大定格排ガス量万m ³ _N /h)	残存酸素濃度O _n (%)	排出基準値(ppm)						
					48年8月9日までに設置された施設	48年8月10日から50年12月9日までに設置された施設	50年12月10日から52年6月17日までに設置された施設	52年6月18日から54年8月9日までに設置された施設	52年6月18日から52年9月9日までに設置された液体燃焼小型ボイラー	54年8月10日から58年9月9日までに設置された施設	58年9月10日から62年3月31日までに設置された施設
14	①	銀・鉛・亜鉛精錬用焙焼炉		14%	250			220			
	②	〃 焼結炉		15%	300			220			
	③	〃 溶鋳炉(④, ⑤以外)		15%	120			100			
	④	亜鉛精錬用溶鋳炉のうち鋳滓処理炉 〔石炭, コークスを燃料, 還元剤とするもの〕		15%	450						
	⑤	亜鉛精錬用溶鋳炉のうち立型蒸留炉		15%	230			100			
	⑥	溶解炉(⑦以外)		12%	200			180			
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち精製炉 〔アンモニアを還元剤とするもの〕		12%	330						
	⑧	乾燥炉		16%	200			180			
18		活性炭製造用反応炉		6%	200			180			
21	①	燐等製造用焼成炉		15%	200			180			
	②	燐等製造用溶解炉		15%	650			600			
23	①	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉		15%	200			180			
	②	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉		16%	200			180			
24		鉛二次精錬等溶解炉		12%	200			180			
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		12%	200			180			

26	①	鉛系顔料製造用溶解炉		12%	200		180		
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		0 _s	200		180		
	③	反射炉		15%	200		180		
	④	反応炉		6%	200		180		
	⑤	鉛酸化物・硝酸鉛製造用反応炉		0 _s	200		180		
27		硝酸製造施設		0 _s	200				
28	①	コークス炉 (オート型)	10以上 10未満	7%		200	170		
	②	コークス炉 (①以外)	10以上 10未満	7%	350	200 350	170		
		ばい煙発生施設の種類 (非常用のものを除く) ※8			規模 (最大定格排ガス量万m ³ _N /h)	残存酸素濃度 (百分率)	排出基準値 (ppm) (工事着手時期)		
							63. 2. 1 ※9	元. 8. 1	3. 2. 1
29	①	ガスタービン(気体燃料専焼)			4. 5以上 4. 5未満	16%	70	70	70
	②	ガスタービン(液体燃料専焼及び気体・液体燃料混焼)			4. 5以上 4. 5未満		90	70	70
30	①	ディーゼル機関 [大型(シリンダー径400mm以上)]				13%	100	100	70
	②	ディーゼル機関 [中小型(シリンダー径400mm未満)]					120	100	70
31, 32		ガス機関、ガソリン機関				0%	(工事着手時期)		
							3. 1. 31以前	3. 2. 1	6. 2. 1
							2000	1000	600

(注) ※1 電気炉(熱源として電気を使用するものを除く。

※2 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が20930.25kJ{5000kcal}以下のものをいう。

※3 液体燃料ボイラーのうち、昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万m³_N/h未満の過負荷燃焼型のものは、適用除外される。

※4 キュボラは適用除外される。

※5 昭和54年8月10日以降設置された硫酸製造用反応炉(窒素酸化物触媒)の残存酸素濃度は6%である。

※6 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミン化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

※7 昭和60年9月10日以降設置の小型ボイラーのうち、ガス専燃、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油)を専燃するもの及び混焼するものについては、当分の間、基準値は適用しない。(小型ボイラーとは、伝熱面積10m²未満でバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上のもの。)

※8 専ら非常時において用いられるものについては、当分の間、基準値は適用しない。

※9 昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン又はディーゼル機関については、当分の間、基準値は適用しない。

表 6-1 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準

(法施行規則別表第2)

令 第 別 表 1	施 設 名	規模(湿り最大 定格排ガス量 万m ³ _N /h)	本 則		付 則	
			一 般 (g/m ³ _N)	0n (%)	一 般	0nの扱い
1	ガス専燃ボイラー	20以上	0.05	5		
		4～20				
		4未満	0.10			
	重油専燃及びガス液体混焼ボ イラー	20以上	0.05	4	既設(57.5.31以前)は当分の間0.07 既設(57.5.31以前)は当分の間0.18	
		4～20	0.15			
		1～4	0.25			
		1未満	0.30			
	黒液燃焼ボイラー	20以上	0.15	0 _s	既設(57.5.31以前)は当分の間0.20 既設(57.5.31以前)は当分の間0.35	
		4～20	0.25			
		4未満	0.30			
石炭燃焼ボイラー	20以上	0.10	6	既設(57.5.31以前)は当分の間0.15 既設(57.5.31以前)は当分の間0.25 既設(57.5.31以前)は当分の間0.35		
	4～20	0.20				
	4未満	0.30				
ボイラーのうち触媒再生塔に 付属するもの	—	0.20	4	既設(57.5.31以前)は当分の間0.30		
低品位炭燃焼ボイラー (H7.7.3以降、5500kcal/kg以下 の発熱量の石炭)	—	0.45	6			
前各項以外のボイラー	20以上	0.30	6	既設(57.5.31以前)は当分の間0.40	当分の間適用を猶予する。	
	4～20 4未満					
小型ボイラー	表6-1補足に記載(P.23) ※ 小型ボイラーとは、伝熱面積10㎡未満でバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上のものをいう。					
2	ガス発生炉	—	0.05	7		
	加熱炉	—	0.10			
3	焙焼炉	4以上	0.10	0 _s		
		4未満	0.15			
	フェロマンガンの製造の用に 供する焼結炉	—	0.20	0 _s		
	その他の焼結炉	—	0.15	0 _s		
	煨焼炉	4以上	0.20	0 _s	既設(57.5.31以前)は当分の間0.25 既設(57.5.31以前)は当分の間0.30	
4未満		0.25				

4	高炉	—	0.05	0 _s		
	その他の溶鋳炉	—	0.15	0 _s		
	転炉	—	0.10	0 _s	燃焼型の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.13	
	平炉	4以上 4未満	0.10 0.20	0 _s		
5	金属溶解炉	4以上	0.10	0 _s	アルミニウムの地金若しくは合金の製造又は再生の用に供する既設(57.5.31以前)の反射炉は当分の間0.30	
		4未満	0.20			
6	金属加熱炉	4以上	0.10	11	既設(57.5.31以前)は当分の間0.15 既設(57.5.31以前)は当分の間0.25	当分の間執行を猶予する。
		4未満	0.20			
7	石油加熱炉	4以上	0.10	6	潤滑油の製造の用に供する1万m ³ _N /h未満の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.18	
		4未満	0.15	6		
8	触媒再生塔	—	0.20	6	既設(57.5.31以前)は当分の間0.30	
8-2	硫黄回収燃焼炉	—	0.10	8		
9	土中釜	—	0.40	15		
	その他の石炭焼成炉	—	0.30	15		
	セメント製造用焼成炉	—	0.10	10		
	耐火れんが等の製造用焼成炉	4以上	0.10	18		
		4未満	0.20			
	その他の焼成炉	4以上	0.15	15		当分の間適用を猶予する。
		4未満	0.25			
	板ガラス又はガラス繊維製品製造用溶融炉	4以上	0.10	15		
4未満		0.15				
光ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用溶融炉	4以上	0.10	16	既設(57.5.31以前)は当分の間0.30		
	4未満	0.15				
その他の溶融炉	4以上	0.10	15			
	4未満	0.20				

表 6-1 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準

令 第 別 1 表	施 設 名	規模(湿り最大 定格排ガス量 万m ³ _N /h)	本 則		付 則	
			一 般 (g/m ³ _N)	0n (%)	一 般	0nの扱い
10	反応炉及び直火炉	4以上 4未満	0.15 0.20	6	活性炭の製造の用に供する1万m ³ _N /h未満の既設(57.5.31以前)の反応炉は、当分の間0.30	当分の間適用を猶予する
11	骨材乾燥炉	—	0.50	16(ただし直 接熱風乾燥炉は 0sとする)	2万m ³ _N /h未満の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.60	
	その他の乾燥炉	4以上 4未満	0.15 0.20	16(ただし直 接熱風乾燥炉は 0sとする)	既設(57.5.31以前)は当分の間 1~4万m ³ _N /hは0.30、1万m ³ _N /h未満は0.35とする	
12	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40%以上のものに限る)の製造の用に供するもの	—	0.20	0 _s		
	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40%未満のものに限る)及びカーバイトの製造の用に供するもの	—	0.15	0 _s		
	その他の電気炉	—	0.10	0 _s		
13	廃棄物焼却炉	(焼却能力) 4t以上	0.04	12	既設(H10.6.30以前)のもの0.08	
		2~4t	0.08		既設(H10.6.30以前)のもの0.15	
		2t未満	0.15		既設(H10.6.30以前)のもの0.25	
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉	4以上 4未満	0.10 0.15	0 _s		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焼結炉	—	0.15	0 _s		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶鋳炉	—	0.15	0 _s		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用転炉	—	0.15	0 _s		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	0 _s	1万m ³ _N /h未満の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.30	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用乾燥炉	4以上 4未満	0.15 0.20	16(ただし直 接熱風乾燥炉は 0sとする)	気流搬送型の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.18 既設(57.5.31以前)は当分の間0.30	
18	活性炭製造用反応炉	—	0.30	6		

20	アルミニウム精錬用電解炉	—	0.05	0 _s		
21	燐等製造用溶焼成炉	—	0.15	15		
	燐等製造用溶溶解炉	—	0.20	0 _s		
23	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉	—	0.10	16(ただし直接熱風乾燥炉は0 _s とする)		
	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉	—	0.15	15		
24	鉛の二次精錬用溶解炉	4以上	0.10	0 _s		
		4未満	0.20			
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上	0.10	0 _s		
		4未満	0.15			
26	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	0.10	0 _s		
		4未満	0.15			
	鉛系顔料製造用反射炉	—	0.10	0 _s		
	鉛系顔料製造用反応炉	—	0.05	6(ただし直接熱風乾燥炉は0 _s とする)		
28	コークス炉	—	0.15	7		
29	ガスタービン	—	0.05	16	非常用のものについては、当分の間適用しない 既設(63.1.31以前)は当分の間適用しない	
30	ディーゼル機関	—	0.10	13		
31	ガス機関	—	0.05	0	非常用のものについては、当分の間適用しない	
32	ガソリン機関	—	0.05	0		

表 6-1 補足 小型ボイラーのばいじん排出基準（大気汚染防止法）

使用燃料の種類	設置年月日	一般排出基準
ガス、灯油、軽油、A重油	—	当分の間、適用しない
その他の燃料	S60.9.9以前に設置	当分の間、適用しない
	S60.9.10～H2.9.9に設置	0.5 g/m ³ N
	H2.9.10以降に設置	各燃料の最小規模のものに係る基準値

※ 小型ボイラーとは、伝熱面積10m²未満でバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上のものをいう。

5 ばい煙量等の測定義務

ばい煙排出者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度（以下、「ばい煙量等」という。）を測定し、その結果を記録しておかなければならない。（表 7-1:法律、表 7-2:条例）

表 7-1 法律によるばい煙発生施設の測定義務

（法第 16 条、法規則第 15 条）

測定項目	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定頻度	測定方法	記録保存
いおう酸化物	いおう酸化物量が10Nm ³ /h以上の施設	2月をこえない作業期間ごとに1回以上	法施行規則別表第1の備考	所定の記録表（様式第7）に記録し、3年間保存する。（注3）
ばいじん	ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関、燃料電池用改質器	5年に1回以上	法施行規則別表第2の備考	
	排出ガス量40,000m ³ /h以上の施設 (4,000kg/h以上の廃棄物焼却施設)	2月をこえない作業期間ごとに1回以上		
	排出ガス量40,000m ³ /h未満の施設 (4,000kg/h未満の廃棄物焼却施設)	年2回以上(※)		
有害物質 (窒素酸化物以外)	排出ガス量40,000m ³ /h以上の施設	2月をこえない作業期間ごとに1回以上	法施行規則別表第3の備考	
	排出ガス量40,000m ³ /h未満の施設	年2回以上(※)		
窒素酸化物	燃料電池用改質器	5年に1回以上	法施行規則別表第3の2の備考	
	排出ガス量40,000m ³ /h以上の施設（燃料電池用改質器を除く）	2月をこえない作業期間ごとに1回以上		
	排出ガス量40,000m ³ /h未満の施設（燃料電池用改質器を除く）	年2回以上(※)		

(※) については、1年間のうち継続して休止する期間が6ヶ月以上の場合は、年1回以上。

<大気汚染防止法に係るばい煙量等の測定について>

(注1) 当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙については、測定を実施する必要はありません。

(注2) 平成23年4月1日から、ばい煙量等の測定及び測定結果の記録、保存の義務に違反した者に対する罰則が設けられました。

(注3) 測定結果の記録については、ばい煙量等の測定に係る計量証明事業者が交付する「計量証明書」をもって、様式第7による記録に代えることができます。

(注4) 燃料の硫黄含有率の測定は法規則第15条の対象外となりましたが、硫黄酸化物の量を算出する場合には、当該硫黄含有率の測定が必要となります。

8 公害防止担当者について（沖縄県生活環境保全条例のみ）

一定の規模以上のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等（以下「ばい煙発生施設等」という。）を設置している者は、当該施設を設置している工場又は事業場に係る公害防止に関する業務を担当する者（公害防止担当者）を選任しなければならない。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者はその限りではない。（条例第50条、条例施行規則第31条）

対象となる工場又は事業場

製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の用に供する工場又は事業場

（条例施行規則第29条）

対象となる施設（大気関係施設）

別表第1に掲げるばい煙発生施設（ただし、当該ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計が毎時5,000立方メートル未満のものを除く。）

別表第2に掲げる一般粉じん発生施設

（条例施行規則第29条）

公害防止に関する業務（大気関係の業務）

- | |
|----------------------------------------------------------|
| ① ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の点検の実施状況の確認に関すること。 |
| ② ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度の測定及び記録に関すること。 |
| ③ ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の操作仕様書等による適正な施設の操作及び適切な作業の履行確保に関すること。 |
| ④ ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の点検及び補修に関すること。 |
| ⑤ 燃料又は原材料を使用する施設にあつては、使用する燃料又は原材料の検査に関すること。 |
| ⑥ 測定機器の点検及び補修の状況確認に関すること。 |
| ⑦ ばい煙発生施設に係る事故時における応急の措置の指示及び実施状況の確認に関すること。 |

（条例第50条、条例施行規則第32条）

工場等設置者は、公害防止担当者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者（代理人）を選任しなければならない。（条例第51条）

10 届出書の記入例

様式第1 記入例

ばい煙発生施設設置 (使用、変更) 届出書

平成 22年 6月 1日

〇〇保健所長 殿

住所 那覇市泉崎1丁目〇—〇
 届出者 氏名 株式会社 〇〇 〇〇 印
 代表取締役 〇〇 〇〇
 098-〇〇〇-〇〇〇〇

大気汚染防止法第6条第1項 (第7条第1項、第8条第1項) の規定により、ばい煙発生施設について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇浦添ビル	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	浦添市城間〇—〇	※ 受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	第1項ボイラー 1基	※ 施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり	※ 審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり	※ 備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり		

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 2 ※印の欄には記載しないこと。
 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者の氏名) が署名することができる。

設置 (変更) する60日前までに届け出ること。

不要部を——線で抹消する
 設置：法第6条第1項
 使用：法第7条第1項 (経過措置)
 変更：法第8条第1項

個人の場合は住所と氏名
 法人の場合は住所と名称及び代表者の氏名
 印は会社印と代表者印が必要。
 電話番号も記入すること。

- (1)
- (2)
- (3)

(3) 大気汚染防止法施行令別表第1における施設種類及び設置基数。
 同種の施設であれば一つの届出で複数の施設が提出できる。

- 様式第一の添付書類**
1. 工場・事業場内での施設の配置図
 2. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺5万分の1の地形図、操業の系統図
 3. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

別紙1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1号ボイラー	(4)
名称及び型式	呉ボイラー KMH-04A	(5)
設置年月日	年月日	(6) 年月日
着手予定年月日	平成22年8月15日	(7) 年月日
使用開始予定年月日	平成22年9月1日	(8) 年月日
規	伝熱面積 (m ²)	22.83 (9)
	燃料の燃焼能力 (重油換算L/h)	173.3 (10)
	原料の処理能力 (t/h)	(11)
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)	(12)
模	変圧器定格容量 (KVA)	(13)
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)	(14)
	焼却能力 (kg/h)	(15)
	乾燥施設の容量 (m ³)	(16)
	電流量 (KA)	(17)
	ポンプの動力 (KW)	(18)
	合成・漂白・濃縮能力(kg/h)	(19)

- 備考 1. 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2. 規模の欄には大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
3. ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

表紙に記入したばい煙発生施設の種類が同じであれば、ここには2施設記入できる。(例えば、ボイラーを、2基設置する場合は、1号ボイラー、2号ボイラーと2基分書ける。)3機以上の場合は、別紙1を追加し、連番で3号ボイラー～となる。

- (4) 工場内で各施設に番号がある場合は記入する。
- (5) メーカー側での名称等のこと。(左欄は記入例であるが、この場合は、呉ボイラー・KMH-04A型)だけ記入
- (6) 構造変更届出の場合は記入すること。(設置届出の場合は記入不要。)
- (7) 届出日から60日以上後になっていること。
- (10) 重油 1L=液体燃料 1L=固体燃料1.6kg=気体燃料1.6 m³

- (9)～(19)
- ・ボイラーは、(9)と(10)
 - ・溶解炉、金属の加熱炉、石油加熱炉、焼成炉、直火炉、乾燥炉は、(10)、(12)、(13)
 - ・廃棄物焼却炉は、(12)、(15)、バーナーがあれば、大小を問わず(10)も記入
 - ・その他の施設についても、備考2により記入すること。

- 別紙1関係の添付書類
1. ばい煙発生施設の構造図 (なるべくA4版)

ばい煙発生施設の使用の方法（記入例）

工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー		(20)			
使用状況	1日の使用時間及び月 使用日数等	6時～18時 12時間/回 1回/日 25日/月		(21)	時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動	なし		(22)			
	種別			(23)			
原材料（ ばい煙の 発生に影 響のある ものに限 る。）	使用割合			(24)			
	原材料中の成分割合（%）	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分		
	1日の使用量			(25)			
燃料又は 電力	種別			(26)			
	燃料中の成分割合（%）	灰分 0.003	いおう分 1.0	窒素分 0.01	灰分 (28)	いおう分 (29)	窒素分 (30)
	発熱量	10340Kcal/kg		(31)			
	通常の使用量（1/h）	138.7		(32)			
	混焼割合	専焼		(33)			
排出ガス量（Nm ³ /h）	湿り	最大1907	通常1526	最大	通常		
	乾き	最大1732	通常1386	最大	通常		
排出ガス温度（℃）	260		(34)	(35)			
排出ガス中の酸素濃度（%）	2.7		(36)	(37)			
ばい煙 の濃度	ばいじん（g/Nm ³ ）	最大0.2	通常0.1	最大	通常		
	いおう酸化物（容量比ppm）	最大580	通常580	最大	通常		
	鉛、ミカド及びその他の化合物（mg/Nm ³ ）	最大	通常	最大	通常		
	塩素（mg/Nm ³ ）	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素（mg/Nm ³ ）	最大	通常	最大	通常		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物（mg/Nm ³ ）	最大	通常	最大	通常		
窒素酸化物（容量比ppm）	最大170	通常150	最大	通常			
ばい煙量	いおう酸化物（Nm ³ /h）	最大1.0	通常0.8	最大	通常		
参考事項							

備考 1. 原材料中の成分割合（%）の欄及び燃料中の成分割合（%）の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

2. ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とする。

3. ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とする。

4. 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変更のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記入するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用（専ら非常時において用いられるものをいう。）の別を明らかにすること。

- (20) 別紙1の(4)と同様
- (21)～(22) できるだけ記入。
- (23)～(26) 廃棄物焼却炉など、原材料がばい煙の発生に影響のある施設の場合は記入する。
- (27) 必ず記入する。
- (28)～(31) 法に係る届出については、(29)、(30)は必ず記入する（この際、(29)、(30)の記入値は、変動するので、その最大値を記入する。）。
- (33) 2種類以上の燃料((27)の欄)を混焼する場合は必ず記入する。
- (35)、(36) 必ず記入。
- (37) 排出基準が適用される項目については、その最大値の欄は必ず記入されていること。

別紙2関係の添付資料

- (27)に記入した燃料の性状
- (37)の欄に記入した数値の根拠となるデータの写し。

ばい煙の処理方法

(記入例)

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号煙突	(38)	
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー	(39)	
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式				
設置年月日		年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	
処理能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大		
		通常		
	排出ガス温度 (°C)	処理前		
		処理後		
	ばいじん (g/Nm ³)	処理前		
		処理後		
	ばいおう酸化物 (容量比ppm)	処理前		
		処理後		
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前		
		処理後		
	塩素 (mg/Nm ³)	処理前		
		処理後		
	塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前		
		処理後		
	濃	弗素・弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm ³)	処理前	
			処理後	
	度	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	
			処理後	
	力	窒素酸化物 (容量比ppm)	処理前	
			処理後	
ばい煙量捕集効率 (%)	ばいおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	処理前	
		通常	処理前	
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		時～時 時間/回/日/月	
	季節変動		時～時 時間/回/日/月	
	排出口の实高さ H _o (m)		26.5m	
	補正された排出口の高さ H _e (m)		27.5m	
	排出速度 (m/s)		15	
	備考			

(41)

(42)

(43)

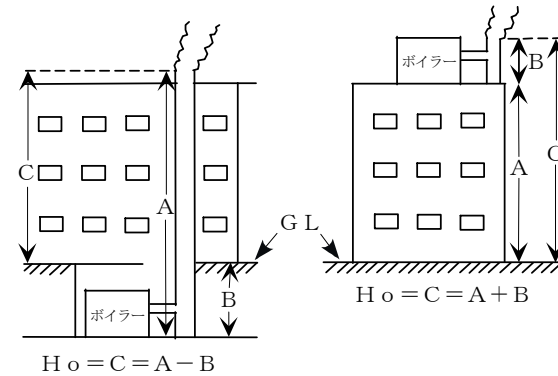
(44)

備考 1. 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
 2. ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
 3. 補正された排出口の高さは H_e は大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
 4. ばい煙処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

- (38) 別紙1の(4)と同様
- (39) 処理施設に番号がつけてある場合に記入。
- (40) 処理施設がある場合は、必ず記入 (ex. バグフィルター、電気集塵機)
- (41) 備考1により記入
- (42) 処理施設がある場合は、必ず記入
- (43) 基準が適用される項目については必ず記入
- (44) 処理施設がある場合に記入
- (45) は必ず記入。この場合、実高とは、GLからである (地下室、屋上に設置の場合下図の通りとなる)
- (46)～(47) 計算式を別紙で添付すること。

別紙3関係の添付書類

1. ばい煙処理施設の構造図及び配置図
2. 煙突の構造図(寸法、排出ガスの測定箇所)



1.1 届出について

届出は、その施設の規模等によって大気汚染防止法に該当する場合は法律の様式を用い、県生活環境保全条例に該当する場合は条例の様式で届出する。

表 10

	届出の種類	届出の期限	届出の様式	添付書類	提出先
ばい煙発生施設	設置の届出 (新しく施設を設置するとき)	(法律・条例) 設置する60日以前	(法律) ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	1. ばい煙発生施設の構造概要図(カタログ等) 2. ばい煙処理施設(集じん機、煙突)の構造概要図(寸法、煙道中排出ガス測定箇所も示すこと。) 3. 事業場内の施設及び建物の配置図 4. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺5万分の1地形図 5. 燃料の性状表 6. ばい煙の濃度、ばい煙量の数値の根拠となる資料、計算書 7. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法 8. ばい煙の発生、処理に係る操業の系統の概要	(法律) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。 (条例) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。
	経過措置に伴う届出 (届出を要する施設となった際すでに設置しているとき)	(法律・条例) 届出を要する施設となった日から30日以内	(条例) ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書		
	構造等変更の届出 (施設の構造や燃料を変更するとき)	(法律・条例) 構造等の変更を行う60日以前			
ばい煙・一般粉じん	氏名・名称・住所・所在地変更の届出	(法律・条例) 変更の日から30日以内	(法律)氏名等変更届出書 (条例)氏名等変更届出書		(法律) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。 (条例) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。
	使用廃止の届出	(法律・条例) 廃止の日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)使用廃止届出書 (条例)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、汚水等排出施設)使用廃止届出書		

V O C 共 通	承継の届出	(法律・条例) 承継のあった日から30日以内	(法律) ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)承継届出書 (条例)承継届出書		
	条例 公害防止担当者(代理者)選任(死亡、解任)の届出	(条例) 選任(死亡、解任)した日から30日以内	(条例) 公害防止担当者(代理者)(選任、死亡、解任)届出書		

1.2 計画変更等の命令等

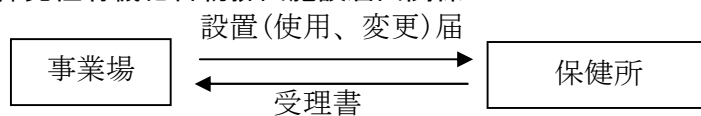
表 11

		勸告・命令の基準	勸告・命令の内容	罰則
ばい煙発生施設	計画変更命令	施設の設置又は構造等の変更の届出の際、ばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないと認めるとき。	施設の設置又は構造等の変更の届出に対する計画の変更又は計画の廃止。	法律：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 条例：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	命令等改善	排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき。	施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の改善、又は施設の使用の一時停止。	

1.3 届出に係る事務の流れ

(1) 大気汚染防止法に係る届出

① ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設届出関係



設置（使用、変更）届は、正本及びその写しの2部、提出する必要があります。

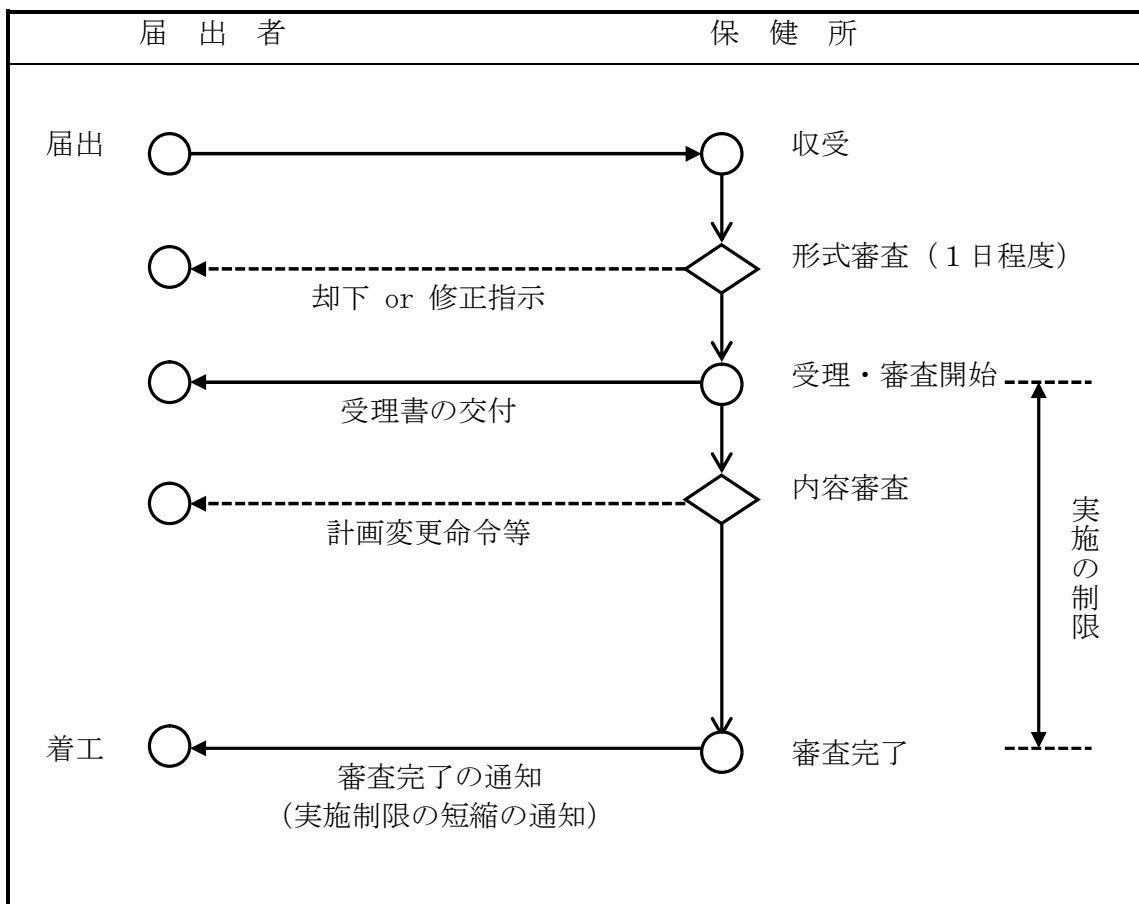
また、二以上のばい煙発生施設等（揮発性有機加工物排出施設を含む。）が次のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。

○同一の工場又は事業場に設置されている。

○その種類（令別表第一、令別表第一の二又は令別表第二の項ごとの区分をいう。）が同一である。

受理書は設置届（法6条第1項、法17条の4第1項）、経過措置に伴う届出（法7条第1項、法17条の5第1項）、構造等の変更届（法8条第1項、法17条の6第1項）を受理した時（書面審査終了時）に交付されます。

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の設置(変更)の届出の流れ



※提出された届出書が形式上の要件を満たしていない場合は、却下又は修正を求めます。形式上の要件に適合して、初めて受理となります。

※受理日から原則として60日は実施の制限がかかります。

※届出内容が法令等に規定する要件に適合していると認められたとき、審査完了の通知を行います。この通知をもって、実施の制限は解除されます。

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書の形式上の要件（記載漏れがないかどうか、天部資料がそろっているかどうか）を満たしているか審査します。
2	受理	届出書が形式上の要件を満たしている場合、受理書を交付します。
3	内容審査	届出内容が大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の規定する要件（排出基準等）を満たしているか審査します。
4	計画変更命令等	大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の基準に適合していないと認めるときは計画の変更又は廃止を命ずることがあります。
5	審査完了	届出内容が大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の規定する要件を満たしていることを知事が決定します。